

広報 あひこ

市民憲章

わたしたちは、利根川と手賀沼に囲まれ自然と歴史に
くまれた我孫子の市民です。
わたしたちは、田舎教育文化都市をめざす市民としての誇
りをもち、明日への願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。
水と緑と土のにおいがいついづい 住みよきあひこにします
ゆと体をきたえ 生き生きと働き 伸びゆくあひこにします
老人を大切にし 子どもの夢を育て 幸せなあひこにします
ふるさとを愛し 文化を高め 豊かなあひこにします
みんなて話しあい きまりを守り 明るいあひこにします

トラブルひとりで悩まないで

私達が毎日生活する上で、困ったこと、悩
みごと、トラブルに出会うことはしばしばあ
るものです。こんな時、ひとりで悩んでた
り、考え込んでいるばかりでは、いつまでた
つても解決の糸口は見つかりません。市民相
談室は、あなたの相談相手です。個人的な事
から市政に関する問題まで、あらゆる相談を
受け、皆さんが抱えている問題の解決に努め
ます。プライベートな内容の場合、秘密は厳
守されますので、気軽にご利用ください。



専門家が懇切丁寧に
アドバイス＝年金相談で＝

市民相談室のご利用を

法律相談

*** 毎週火曜日**
私達の生活は、法律を離れては
多々ありません。相続、相続関係
など法律からむ問題でお悩みな
ら法律相談をご利用ください。3
名の弁護士が、専門家の立場から
適切なアドバイスをいたします。
昨年の相談件数は373件、各
種相談の中で最も多いのが、
この法律相談です。内容別では相
続(93件を筆頭に、借地借家(41
件)、不動産売買(36件)、離婚(36
件)、契約35件と続いています。

人権擁護相談

*** 毎月25日前後**
日まわしく変化する社会の中
で、人々の悩みも複雑になってい
ます。近年、特にクレーマーアッ
パされていじめ、問題から結
婚、離婚、家庭内トラブルなどに
至るまで、人権を侵害するあらゆ

行政相談

*** 毎月25日前後**
役所や社などの仕事について
* 説明に納得できない * この様に
してほしい * 処理が早い * 不親切
な扱いを受けた * など苦情や要望
がある方は行政相談をご利用くだ
さい。行政相談委員は、市民の皆
さんから気軽に相談相手となって
お話しを伺い、これを関係の役所
等に連絡して解決するためのお手
伝いを行います。申し出は直接
窓口か電話、手紙でも結構です。
行政相談委員は次の通りです。

市長への手紙

*** 市内23か所**
皆さんからの意見・希望を
広くお聞きするため、市内23か所
に「市長への手紙」を設置してあ
ります。この手紙を利用し、せ
皆さんの声をお寄せください。届
いた手紙は、すべて市長が目を通
し、よく検討した上で差し出し人
に回答いたします。「市長への手
紙」の設置場所は下表の通りです。
このほかにも、市民相談室では
市政に関する要望、不満、苦情、
疑問を随時受け付けています。市
民相談室に直接来てくださるも
結構です。直通電話☎82446
4-9も設置してありますのでぜひ
ご利用ください。
▼問い合わせ先 市民相談室☎85
1111(内線351、☎82446
4-9直通)

| | | |
|--------------|---------------|----------------|
| 1 つくし野支所 | 9 我孫子郵便局 | 17 新本団地青年館 |
| 2 我孫子駅前行政連絡所 | 10 東我孫子郵便局 | 18 布佐駅 |
| 3 経郵便局 | 11 青山台青年館 | 19 布佐支所 |
| 4 太陽神戸銀行 | 12 湖北支所 | 20 市民会館 |
| 5 千葉銀行我孫子支店 | 13 湖北駅 | 21 身体障害者福祉センター |
| 6 中央公民館 | 14 老人福祉センター | 22 布佐南児童センター |
| 7 市役所 | 15 湖北支所 | 23 市民体育館 |
| 8 天王台駅前行政連絡所 | 16 千歳相互銀行新本支店 | |



退任のごあいさつ

前市長 渡辺 正

このたび、市長を退任いたし
ました。1期16年間、市民の皆様
の温かいご支援・指導を賜
り、おかげをもちまして、この
間、大過なく職務を果たすこ
うできました。ここに心から厚
く御礼を申し上げます。
16年間というも
の過ぎ去つてし
まいますと、一
瞬の間のような気がします。思
い出すという程のことか走馬
灯のように感じ、毎日毎日苦
勞の連続でございました。
特に我孫子市は、都市化と大
日急増の戦いに明け暮れた
わけでございます。生活環境の
を育てるまでと胸を熱く
しているところであります。し
整備、教育施設の建設、開発問題
都市改造、水害対策など多くの課
か、これらもひとえに市政会
議に追われ、財政的にも厳しい苦
勞の連続でございました。これら
の苦勞の中でも、田園教育文化
を申し上げる次第であります。
今後は、大井
市長さんのもと、
市長さんのもと、
手賀沼のほと
り、すずらな
まち、21世紀の
理想郷をめざし
て、我孫子市が順調に発展して
いくことを祈念いたします。
金曜の市民会館、市民体育館、身
障者センターも完成させるまでか
てきました。私なりに、市民生活
や文化、福祉の向上に大きな成果
を挙げたと思っております。

ほかには、こんな相談も

右に挙げた各相談のほか、市や関係機関で
は、下表の通り様々な相談を行っています。
広報最終面の市民力レンダーで、時間を確認
の上、気軽にご利用ください。

| 相談 | 月日・場所 | 内容 |
|------|----------------------|-----------------------------------|
| 消費生活 | 毎週水曜 第1月曜 市民相談室 | 契約、クレジット、訪問販売等の トラブルなど消費生活全般 |
| 年金 | 第1・3木曜 市民相談室 | 厚生年金に関する請求等の相談 |
| 不動産 | 第2金曜 市民相談室 | 不動産売買、借地借家、宅地建物な ど不動産全般に関する諸問題 |
| 登記 | 第2木曜 市民相談室 | 土地・建物の登記等全般についての 相談 |
| 交通事故 | 第4月曜 市民相談室 | 被害者、加害者に関係なく、示談 の進め方等の相談 |
| 少年 | 月曜から土曜 少年センター | 暴力、いじめ、盗み、シンナー遊 びなどお子さんの悩み全般 |
| 家庭児童 | 月曜から金曜 児童家庭課 | 非行や登校拒否などお子さんの悩 み全般 |
| 酒害 | 第一土曜 商工会館 | お酒に関する悩み事に助言、 指導 |
| 心配ごと | 毎週月曜 支所、商工会館 | 生活、家庭問題などの街り事 全般 |
| 老人健康 | 第1・2木曜 第4 水曜 つつし荘 | 血圧測定、健康体操、個別相談 など |
| 結婚 | 第1・3日曜 商工会館 | 結婚問題全般 |
| 経営 | 第2水曜 商工会館 | 経営分析をはじめ、商店経営 全般 |

所得税の確定申告 今日、受け付け開始

例年、申告の最終日間際にな
ると、税務署の窓口は大変混雑しま
す。確定申告は、窓口のすいてい
る2月中に済ませましょう。

2月16日から3月16日まで、お早めに

市職員給与の公表

我孫子市職員の給与等の実態を市民の皆さんにご理解いただくため、次の通り公表いたします。地方公務員の給与は、地方公務員法により生計費、国や他の地方公共団体の給与、民間企業従業員の給与、その他の事情を考慮して定められることになり、市職員の給与は人事院勧告による国家公務員の給与決定に準じ、市議会の審議を経て、条例で定められています。なお、給与・手当の額は、国と比較するため改定前のものです。＝人事課＝

1 人件費 (昭和60年度普通会計決算)：人件費Bには特別職に支給される給料、報酬等を含みます

| 住民基本台帳人口 (昭和61年3月31日現在) | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B/A |
|----------------------------|---------------|--------------|--------------|----------|
| 112,070 人 | 18,258,091 千円 | 1,106,310 千円 | 4,878,505 千円 | 26.7 % |

▼参考

| 59年度の人件費率 | 県内28市平均 人件費率(60年度) | 職員のみの人件費 | 職員のみの人件費率 | 普通会計における 職員1人当りの住民数 |
|-----------|-----------------------|--------------|-----------|-----------------------------|
| 25.7 % | 27.5 % | 4,611,598 千円 | 25.3 % | 我孫子市 125.1人 28市平均 116.1人 |

2 職員給与費 (昭和61年度普通会計当初予算)：職員手当には、退職手当を含まない

| 職員数 | 給 与 費 | | | | 1人当たりの 給与費(B/A) |
|-------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------------|
| | A | 給 料 | 職員手当 | 期末勤奨手当 | |
| 897 人 | 2,388,973 千円 | 663,097 千円 | 1,106,913 千円 | 4,158,983 千円 | 4,637 千円 |

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢 (昭和61年4月1日現在)

| 区 分 | 一般行政職 | | | 技能労務職 | | |
|---------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|
| | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 我孫子市 | 217,513 円 | 262,544 円 | 34.6 歳 | 227,089 円 | 266,687 円 | 43.5 歳 |
| 国 | 231,339 円 | — 円 | 39.7 歳 | 209,497 円 | — 円 | 47.3 歳 |
| 県内28市平均 | 227,300 円 | — 円 | 36.7 歳 | 197,200 円 | — 円 | 45.8 歳 |

▲(注) 給与月額とは、月々支給される給料及び職員手当(期末勤奨手当、退職手当を除く全ての手当)の合計をいいます。また34.6歳とは34歳と6か月を意味します(以下同様)。

4 職員の初任給 (昭和61年4月1日現在)

学校卒業後、直ちに採用された者の初任給とその後引き続き、2年間勤務したときの給料月額。①から④における28市平均数値は、千葉県市長会発行昭和61年4月1日現在「千葉県都市における職員給与の実態」によります。

| 区 分 | 学 歴 | 一 般 行 政 職 | |
|---------|-----|-----------|------------------|
| | | 初 任 給 | 採用2年経過後の 給料月額 |
| 我孫子市 | 大学卒 | 132,100円 | 145,800円 |
| | 高校卒 | 109,100円 | 118,800円 |
| 国 | 大学卒 | 118,800円 | 139,000円 |
| | 高校卒 | 95,500円 | 101,700円 |
| 県内28市平均 | 大学卒 | 127,021円 | — |
| | 高校卒 | 103,954円 | — |

5 職員の学歴別、経験年数別平均給料月額及び経験年数別の平均年齢 (昭和61年4月1日現在)

| 区 分 | 学 歴 | 経験年数10年 | | 経験年数15年 | | 経験年数20年 | |
|-------|-----|----------|--------|----------|--------|----------|-------|
| | | 給料月額 | 年 齢 | 給料月額 | 年 齢 | 給料月額 | 年 齢 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 200,050円 | 33.9歳 | 249,350円 | 39.4歳 | 310,700円 | 45.1歳 |
| | 高校卒 | 166,650円 | 28.11歳 | 212,035円 | 33.11歳 | 261,888円 | 38.8歳 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 156,550円 | 36.1歳 | 207,050円 | 38.6歳 | 242,800円 | 41.4歳 |

▲(注) 経験年数とは、学校卒業後直ちに市に採用され、引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に民間等のある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

6 一般行政職の等級別職員数 (昭和61年4月1日現在)

| 区 分 | 等級 | | | | | | 計 |
|----------|---------|------|-------|-------|-----------------|------|------|
| | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 | 5等級 | | |
| 標準的な職務内容 | 部 長 | 課 長 | 係長・主任 | 主事・技師 | 主 事 補 員 技 師 補 員 | | |
| 職 員 数 | 12人 | 38人 | 122人 | 331人 | 24人 | 527人 | |
| 構 成 比 | 2.3% | 7.2% | 23.1% | 62.8% | 4.6% | 100% | |
| 参 考 | 1年前の構成比 | 2.5% | 6.9% | 20.0% | 63.1% | 7.5% | 100% |
| | 5年前の構成比 | 2.5% | 7.6% | 18.1% | 61.9% | 9.9% | 100% |

▲(注) 職員数は、我孫子市給与条例に基づく給料表の等級区分によるものであり、標準的な職務内容はそれぞれの等級に該当する代表的な職名です。

7 職員手当 職員に支給される主な職員手当の内容 (昭和61年4月1日現在)

| 区分 | 我孫子市 | 国 |
|-----------|--|--|
| 扶養手当 | 配偶者 14,000円 配偶者以外の扶養親族 2人まで 1人 4,500円 3人目から 1人 1,000円 配偶者のない職員に扶養親族 1人 9,500円 母子・父子家庭の扶養親族 1人14,000円 | 配偶者 14,000円 配偶者以外の扶養親族 2人まで 1人 4,500円 3人目から 1人 1,000円 配偶者のない職員に扶養親族 1人 9,500円 |
| 住居手当 | 借家の場合 家賃8,000円を超える場合に限り、家賃の額に応じて16,000円を限度に支給 自宅の場合 2,500円、新築取得後5年間は4,000円、同居の場合 1,000円 | 借家の場合 家賃9,000円を超える場合に限り、家賃の額に応じて15,000円を限度に支給 自宅の場合 1,000円、新築取得後5年間は2,500円 |
| 通勤手当 | 電車、バスを利用する場合 定期代23,000円までは全額支給 それを超える部分は半額支給 14,000円を出費 乗用車等を使用する場合 通勤距離に応じて 4,000円から17,450円を支給 | 電車、バスを利用する場合 定期代20,000円までは全額支給 それを超える部分は半額支給 14,000円を限度 乗用車等を使用する場合 通勤距離に応じて 2,000円から 9,600円を支給 |
| 期末手当・勤奨手当 | (60年度支給割合) 6月期 1.4月分 12月期 1.9月分 3月期 0.5月分 計 3.8月分 | (60年度支給割合) 6月期 1.4月分 12月期 1.9月分 3月期 0.5月分 計 3.8月分 |
| 退職手当 | (支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 24.25月分 勤続25年 35.75月分 勤続35年 58.75月分 最高限度額 61.05月分 その他の加算措置 制度なし 退職時 勤続・定年退職者 特別支給 2号俸 | (支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 21.0月分 勤続25年 33.75月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 60.0月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%・20%加算) 退職時 特別支給 1号俸 |

▲(注) 退職手当については、県内21市52町村等が加入している千葉県市町村総合事務組合の退職手当条例で支給率が定められており、1人当たり平均支給額は前年度に退職した全職員に支給された平均額です。

| 調整手当 | 支給対象地域 | 我孫子市全域 |
|---------------------------|---------|----------|
| | 支給率 | 10% |
| | 支給対象職員数 | 888人 |
| 国の制度(支給率) | | |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額(60年度決算) | | 257,611円 |

▲(注) 議員を除く特別職にも支給されます。[円]は勤務地により3・10%の率で支給しています。参考：県内28市の支給状況 10% = 10市、9% = 5市、8% = 3市、5% = 1市、3% = 2市 無支給 = 7市

| 特殊勤務手当 (60年度決算) | 区 分 | 全 職 種 |
|-----------------|-----------|--|
| | 代表的な手当の名称 | 職員全体に占める手当の支給職員の割合 53.8% 支給対象職員1人当たりの平均支給年額 53,782円 手 当 の 種 類 (手当数) 24 支給額の多い手当 夜間勤務手当、清掃作業手当、保育手当、視察手当、技術職員手当 多くの職員に支給されている手当 夜間勤務手当、清掃作業手当、保育手当、技術職員手当 |

| 時間外勤務手当 | 59年度 (決算) | 支 給 総 額 | 142,031 千円 |
|-------------|-------------|------------|------------|
| | 職員1人当たり支給年額 | 173 千円 | |
| 60年度 (決算) | 支 給 総 額 | 153,482 千円 | |
| 職員1人当たり支給年額 | 182 千円 | | |

8 特別職の報酬等

| 区 分 | 報 酬 等 (昭和61年4月1日現在) | 期 末 手 当 (昭和60年度支給割合) |
|---------|---------------------|----------------------|
| 市 長 | 670,000円 | |
| 助 役 | 570,000円 | 6月期 1.9月分 |
| 収入役・教育長 | 520,000円 | 12月期 2.5月分 |
| 水道事業管理者 | 500,000円 | 3月期 0.5月分 |
| 議 長 | 370,000円 | 計 4.9月分 |
| 副 議 長 | 325,000円 | |
| 議 員 | 300,000円 | |

市民課 窓口業務のご案内

住民登録

※ 届出人=本人又は世帯主

| こんな時 | 種類 | 添付書類・持参するもの等 | 期間・諸注意 |
|---------------------|-------|---|--|
| 他市町村から我孫子市に引っ越してきた時 | 転入届 | <ul style="list-style-type: none"> 印鑑(認め印) 転出証明書 国民年金手帳 最近の納付済領収書(現在加入している健康保険証) 健康保険証 転入する世帯か国民健康保険に加入している世帯に転入する場合 健康手帳(70歳以上の方) 在学証明書 転入する世帯に小中学生がいる場合、前任所地の小中学校校長発行のもの | <ul style="list-style-type: none"> 実際に引っ越した日から14日以内 |
| 我孫子市から他市町村に引っ越す時 | 転出届 | <ul style="list-style-type: none"> 印鑑(認め印) 印鑑登録証(登録者) 国民健康保険証(加入者) 健康手帳(70歳以上の方) | <ul style="list-style-type: none"> 実際に引っ越す住所がはっきりした日から 郵便局に転居届を出しておき、1年間、新しい住所に郵便物が転送されます。 |
| 我孫子市内で住所を変えた時 | 転居届 | <ul style="list-style-type: none"> 印鑑(認め印) 国民年金手帳(加入者) 国民健康保険証(加入者) 健康手帳(70歳以上の方) | <ul style="list-style-type: none"> 実際に引っ越した日から14日以内 郵便局に転居届を出しておき、1年間、新しい住所に郵便物が転送されます。 |
| 世帯主の変更 | 世帯変更届 | <ul style="list-style-type: none"> 印鑑(認め印) 国民健康保険証(加入者) 健康手帳(70歳以上の方) | 世帯主、世帯員を変更した日から14日以内 |



届出により市民としての権利が生じます。

暮らしの節目に届出を
 転居、結婚、出生など、日々の暮らしの節目には市役所への届出が義務付けられているものがあります。今回は窓口での諸手続きについてご紹介します。ご参考にしてください。

——市民課——

届出により身分関係が発生したり、我孫子市に引っ越してきたり、他市町村へ引っ越す場合は、市町村役場に届出なければなりません。また結婚や出生、死亡などは戸籍届出をしない限り法律上の身分関係が発生しません。我孫子市民としての権利を受けられず、各種申請や選挙権の行使などができなくなります。

現在、市民課または各支所、各行政連絡所で各種届出等を受け付けています。窓口によっては取扱業務や時間が異なる場合があります。

住民票の謄・抄本など、諸証明は複写電送を使用しているため、各支所や各行政連絡所でも証明を受けることができます。

しかし各支所での印鑑登録や税証明、各行政連絡所の母子健康手帳、税証明は即日交付できません。あらかじめ余裕をもって届出・申請を行うようにしてください。市民課窓口では即日交付をいたします。

取扱業務

| 窓口 | 取扱業務 | 受付時間 | 所在地・電話 |
|--------|-------|---|---|
| 市役所市民課 | 届出 | [平日] 8:30~17:00 ただし昼休み中(12:00~13:00)は印鑑登録、外国人登録は行いません。 [土曜日] 8:30~12:00 なお、基本台帳の間覧は平日の9:00~12:00と13:00~16:30 土曜日は行いません。 | 我孫子 1 8 5 8 ☎(85) 1 1 1 1 |
| | 証明 | 1. 住民票の写し、戸籍の謄・抄本等の諸証明の交付 2. 国民年金現況確認証明 | |
| | その他 | 1. 基本台帳の間覧 | |
| 支所 | 届出 | [平日] 8:30~12:00 13:00~17:00 [土曜日] 8:30~12:00 | |
| | 証明 | 1. 住民票の写し、戸籍の謄・抄本等の諸証明の交付 2. 国民年金現況確認証明 3. 税証明 | |
| | 行政連絡所 | [平日] 8:30~12:00 13:00~17:00 [土曜日] 8:30~12:00 | ☆[我孫子駅前行政連絡所] 本町 3-5-3 (都市改造事務所1階) ☎(82) 5 3 1 7 ☆[天王台行政連絡所] 栄崎台 1-19-1 (天王台駅南口駅舎1階) ☎(82) 6 2 3 1 |

証明とプライバシー保護
 住民票の謄・抄本は住民の居住関係や、また戸籍の謄・抄本は身分関係を公に証明する唯一のもので、公証の唯一の手段です。何人も正当な理由がなければ請求できる公開の制度になっていません。

戸籍による身分関係の届出も別行為に使用されるおそれがある場合には、住民票、戸籍の謄・抄本を取り寄せ、出生の秘密をうなでしうか、不当な謄・写したり、差別や不安が生まれる場合があります。こうしたことを防止するために、市民一人ひとりの正しい交付請求が望まれます。

手続として、住民票の謄・抄本申請では本人、本人と同一世帯の方、また戸籍の謄・抄本では本人、配偶者、父、母、子などの直系尊属、卑属以外の者が申請する場合、具体的な請求理由を記載しなくてはなりません。その目的が個人のプライバシーの侵害や差別の行為に使用されるおそれがある場合には、住民票、戸籍の謄・抄本の請求は応じられません。

届出と権利
 市民の居住や身分関係に変動が生じた場合には、届出が義務付けられています。届出が義務付けられていないと、権利義務の確立となります。



戸籍

| 種類 | 届出場所及び届出書枚数() | 持 参 す る も の | 届 出 期 間 ・ 諸 注 意 |
|-----|-------------------------------------|---|---|
| 出生届 | 本 籍 地 (1) | 母子健康手帳 届出人の印鑑 (認め印) 国民健康保険被保険者証 (父又は母が加入している場合) | ・届書に付いている出生証明書に医師などの証明を受けてください。 ・届出は生まれた日から14日以内 ・届出人は父又は母、同居者、出産に立ち会った医師、助産婦、その他の立会者の順 |
| | 本籍地でない市町村 (2) | | |
| 婚姻届 | 夫婦双方の本籍地 (1) | 届出先が夫婦一方の本籍地→本籍地でない方の戸籍抄本 | ・満20歳未満の方の届出は、父母の同意が必要で、届出人は夫になる方、妻になる方 ・日曜・祝日に届出される方は、あらかじめ市民課で審査を受けてください。 |
| | 夫婦一方の本籍地 (2) | 届出先が夫婦双方の本籍地でない市町村→双方の戸籍抄本 | |
| | 夫婦双方の本籍地でない市町村 (3) | 届出人の印鑑、国民健康保険被保険者証、国民年金手帳 | |
| 死亡届 | 本 籍 地 (1) | 届出人の印鑑 (認め印) 印鑑登録証 (登録していた場合) 国民健康保険被保険者証 国民年金手帳、高齢年金証書 老人医療費受給者証 | ・届書について死亡診断書に医師などの証明を受けてください。 ・届出は死亡した日から7日以内 ・届出人は同居の親族、同居していない親族、同居者、家主、地主又は家屋もしくは土地の管理人の順 |
| | 本籍地でない市町村 (2) | | |
| 離婚届 | 届出先が我孫子市 復籍又は新しい本籍を我孫子に作る時 (1) | 戸籍謄本 { 本籍地以外の市町村に届出るとき…1通 復籍する本籍が届出の市町村でないとき…2通 | ・婚姻中に称していた氏を離婚後も称する場合は、別の届出も必要になります ・届出人は夫・妻、裁判離婚(調停、審判、判決)の場合は申立人 ・裁判離婚は、成立あるいは確定した日から10日以内に届出 |
| | 届出先が我孫子市 復籍又は新しい本籍を我孫子以外に作る時 (2) | 届出人の印鑑 (同氏のもの2本) 国民健康保険被保険者証 国民年金手帳 | |
| 転籍届 | 新たに本籍をもうける市町村 (2) | 戸籍謄本 (前本籍地のもの) 2通 届出人の印鑑 (筆頭者と配偶者の各1本) | ・新しい本籍の表示は地番・街区符号のいずれかで表示され、住所と一致しない場合があります。 ・届出人は筆頭者、配偶者 (どちらか一方の場合もあります) |

※届出書への署名は必ず届出人が行ってください。

| 注 意 | | 注 意 | |
|---------------------|---|---|--|
| 住民票の写し | 必要な住民票と窓口に来る方の関係 | 必要なもの・注意事項 | 必要な戸籍と窓口に来る方の関係 |
| | 本人、同一世帯の方 | 窓口に来る方の印鑑 | 本人、父母、子など |
| | 代理人 | 代理人の印鑑・委任状または代理人選任届 | 代理人 |
| | 使用者 | 請求者本人の署名、押印した交付申請書 | 使用者 |
| その他の人 | 印鑑・請求理由の明示 ※請求理由が不当な目的によることが明らかとなるときは、住民票の写しの交付は受けられません。 | その他の人 | 印鑑・請求理由の明示 ※請求理由が不当な目的によることが明らかとなるときは、戸籍の謄・抄本の交付は受けられません。 |
| (手数料) 住民票の写し…1通200円 | | (手数料) 謄・抄本…1通300円 (注) 我孫子市に本籍ある方のみ、謄・抄本の発行可能 | |

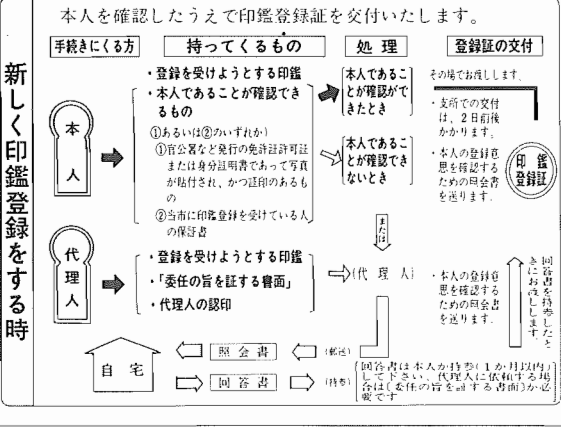
その他の申請

| 国 保 | 年 金 |
|--|--|
| <p>〔国保年金課給付係及び各支所で受付〕</p> <p>国保に入る場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 転入してきた時…印鑑・所得証明書 2. 職場の健保をぬけた時…印鑑・健保の離脱証明書 3. 子どもが生まれた時…印鑑・被保険者証 母子健康手帳 4. 生活保護を受けなくなった時…印鑑・保護廃止決定通知書 <p>国保をやめる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 転出した時…印鑑・被保険者証 2. 職場の健保に入った時…印鑑・国保と健保の被保険者証(または資格証明書) 3. 死亡した時…印鑑・被保険者証 4. 生活保護を受けるようになった時…印鑑・被保険者証 保護開始決定通知書 <p>※届出は14日以内に</p> | <p>〔国保年金課年金係及び各支所で受付〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住所変更…転入・転居に伴う年金手帳住所登録 2. 氏名変更…婚姻・離婚等による年金手帳氏名登録 3. 資格異動届…加入・喪失(会社などに入社、または退社) <p>〔国保年金課年金係のみ受付〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3号被保険者該当届…サラリーマンの奥さんの登録届 2. 年金受給申請…窓口に来る前に電話してください 3. 免除申請 <p>以上の異動の手続の時に必要なもの(夫婦2人分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳: 国民年金手帳と 厚生年金手帳 ・3号該当届書(本庁・支所で配布) ・納付済領収書 過払い分(還付分)がある時 ・現在加入している健康保険証 ・退職証明書又は離職票 ・扶養になった日、はずれた日の証明書 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>【母子健康手帳】 妊娠した方は、妊娠届を出して母子健康手帳の交付を受けてください。 妊娠届書記入事項…病院の所在地・医師名・妊娠週数・分娩予定日等記入。</p> | <p>【し尿くみ取り】 転入・転居の異動時にくみ取り式のトイレを使用する方は、し尿くみ取りの申込手続きを。 転入・転居等できみ取りトイレを使用しなくなる場合は直接、終末処理センター(87-2379)へ連絡してください。</p> | <p>【原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付】 購入方法により添付書類が異なります。 〔販売店から購入〕 販売証明書(販売店が発行)・印鑑 〔個人間の売買〕 譲渡証明書 旧ナンバーの廃車申告書控</p> |
|---|---|--|

印鑑登録

| | | |
|--|---|--|
| <p>申請時に必要なもの</p> <p>(1)本人が申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録しようとする印鑑(三文判など登録できない印鑑があります) ・本人であることが確認できるもの a. 官公署などで発行の免許証、許可証または身分証明書であって写真がはってあり、かつ証印のあるもの(発行年月日から5年以内のもので、有効期限の定めのあるものはその期限内であること) b. 本人が免許証、身分証明書等を所有していない場合は、当市に印鑑登録を受けている方の保証書 <p>(2)代理人が申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録しようとする本人の印鑑及び代理人の印鑑 ・本人直筆の委任の旨を証する書面 | <p>本人確認</p> <p>本人であることが確認できない場合、または代理人が申請する場合は自宅へ照会書を送りますので、その中の回答書に必要事項を記入して本人または代理人が持参してください。やむを得ず代理人に依頼される場合は、回答書の代理人選任届も記入し、あわせて代理人の印鑑も持参させてください。</p> | <p>交付</p> <p>・印鑑登録手続きを完了すると印鑑登録証を交付します。 ・印鑑登録証の提示がないと、印鑑登録証明書の交付は受けられません。そのかわり、実印や代理人の場合の委任の旨を証する書面は必要ありません。</p> |
|--|---|--|



告知板



シニアズ「前」=花壇
創業明治38年、今年合併目録成
中、種人カシ人の急増がたくさ
く左右する。

昭和62年2月1日現在
(前年比)

●人口113,719人(+1,555人)
男57,027人 女56,692人
●世帯数34,808世帯(+762世帯)

●市役所本庁 85-1111
●つくし野支所 84-6801
●湖北台支所 88-0828
●湖北支所 88-2111
●市佐支所 89-2358
●教育委員会 85-1151
●水道局 84-0111
●消防署 84-0119
●少年センター 84-1900
●市史編さん室 85-2481
●保健センター 87-1131

●市民会館 84-3311
●市民図書館 84-1110
●市民図書館湖北台分館 87-3065
●市民図書館移動図書館 87-0909
●中央公民館 82-0515
●市民体育館 87-1155
●都市改造事務所 85-1171
●身体障害者福祉センター 88-0141
●つづし荘 88-0123
●生活環境課(浄化槽) 87-2379
(ゴミ)87-0015 (し尿)88-2547

もよおし

在宅福祉サービスを考える

在宅福祉について話しませんか。

▶日時 2月18日(水)午前10時から正午

▶場所 中央公民館和室

▶講師 町田市在宅福祉サービス公社常務理事 大貫通氏

▶問い合わせ 教育委員会社会教育課婦人問題担当

オリエンテーリング大会

▶日時 3月1日(日)午前9時から9時30分まで受付

▶場所 市民体育館野球場フェンス入口

▶コース 市民体育館周辺

▶申し込み・問い合わせ 2月24日(火・必着)までにハガキに参加者全員の氏名、年齢、代表者の住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、古戸696 市民体育館内教育委員会体育課 ☎87-1155

※1チーム5名から6名のグループ。当日受付可。大会終了後アトラクションを用意しています。

親子講習会およびバジネット親子スキー教室

◎スキー講習会およびバジネット親子スキー教室

●日程 3月6日(金)午後9時市役所出発から9日(月)まで

●場所 群馬県尾瀬片品スキー場

●費用 2万5000円(先着40名)

●申し込み 往復ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号、性別、貸スキー希望の方は、希望の有無と身長、足のサイズを明記のこと。

●申し込み 往復ハガキに住所、氏名、年齢(小人は学年も記入)性別、電話番号、貸スキー希望の方は希望の有無、身長、足のサイズを明記のこと。

◎親子スキー教室

●日程 3月26日(木)午後9時市役所出発から29日(日)まで

●場所 山形県釈王温泉スキー場

●費用 大人(中学生以上)2万4000円、小人(小学3年生以上)2万1000円

●人員 50名(大人30名、小人20名)先着順

▶締め切り 2月25日(水)必着

▶申し込み先・問い合わせ 白山113 11 鈴木晃司☎82 3451

家庭婦人卓球大会

▶日時 3月5日(木)午前9時受付、9時30分開始

▶場所 市民体育館

▶種目 シングルス：A・B・C・Dの各ランク別 ダブルス：ランク別なし(各種目とも個人戦)

▶申し込み 各種目とも2月20日(金・必着)までにハガキに住所、氏名、出場種目(ランクも)を記入し、湖北台5-1-7 杉原恵子☎87-2552(午後8時から10時)まで

柴崎少年柔道クラブ・柴崎剣友会

◎柴崎少年柔道クラブ

●稽古日時 毎週火曜日午後6時から8時、毎週土曜日午後2時30分から4時30分

●対象 小学生から中学生(新学期から)

●指導者 我孫子警察署々員

◎柴崎剣友会

●稽古日時 毎週土曜日午後3時30分から

●対象 小学校3年から中学生(新学期から)

●指導者 市剣道連盟、我孫子警察署々員

▶場所 我孫子警察署

▶人員 各20名(先着順)

▶会費 月1000円

▶申し込み・問い合わせ 2月28日(土・必着)までにハガキに応募する会、住所、氏名、年齢、学年、保護者氏名、電話番号を明記し、柴崎904-1 我孫子警察署防犯課 ☎82-0110まで

剣道連盟

◎剣道初心者

●活動日 毎週日曜日午前9時

●場所 中央公民館および第2道場、湖北小学校体育館

●対象 新小学3年生から

●申し込み 入会金1000円、会費5000円(前期分4月から9月)を添えて3月の活動日午前中に各会場で受付付け

◎剣道一級審査会

●日時 3月22日(日)午前9時

●場所 中央公民館

●審査料 2000円

●申し込み 3月15日(日・厳守)までに電話で山岸

▶問い合わせ 川原☎82 2250 または山岸☎82 2830まで

教育委員会開催

▶日時 2月24日(火)午後1時30分から

▶場所 教育委員会会議室

▶問い合わせ 教育委員会総務課

ほしゅう

第5回チャリティ旅行能登・加賀路を訪ねて

▶出発 3月15日、22日、31日

▶費用 大人5万5000円、小人4万5000円(2泊3日)

▶先行 奥尋坊、兼六園他

▶申し込み・問い合わせ 3月3日までに我孫子駅☎82-0343(午前9時から午後5時)

※関係各機関の協賛を得て、旅費の一部を福祉事業に寄付します。

シルバー人材センター 趣味の墨絵・書道教室

◎墨絵教室(水墨画、四君子の描法)

●日時 4月2日、16日、23日、5月7日、21日、28日の午後1時30分から3時30分まで

●場所 寿市民センター

●費用 4500円(教材、会場費共)

●人員 20名

◎書道教室(楷書の基本から)

●日時 4月3日から6月19日の第1・3金曜日午後1時30分から3時30分まで

●場所 岡田屋文房具店

●費用 4000円(教材、会場費等)

●人員 15名

▶申し込み・問い合わせ 3月16日(月)までに往復ハガキに講座名、住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、中津2607(社)我孫子市シルバー人材センター事務局☎88-2200

詩吟教室

▶日時・場所

| 日程 | 時間 | 場所 |
|-----|-------------|--------|
| 火・金 | 18:30~20:30 | 中央公民館 |
| 木 | 18:30~20:30 | 天王台青年館 |
| 土・日 | 9:30~11:30 | 中央公民館 |

▶会費 月1500円

▶申し込み・問い合わせ ハガキに住所、氏名、電話番号、希望日(土・必着)を記入し、幹1-6-43市吟詠連盟、津川園幹 ☎82-3032 (夜)82-3426

市民会館の催し

パドロー&カプリシャス ラテンの調べ

高橋真梨子を育てたパドロー&カプリシャスが数々のヒット曲とラテン音楽を演奏してくれれます。

▶日時 3月8日(日)午後2時30分開演

▶入場料 大人1500円、高校生以下1000円



▶問い合わせ 社会教育課

▶入場券発売所 *平賀書店*北口ひらが*荒井書店*石川春光堂*十一屋書店*タイエ我孫子店*ブックス・スズキ*ポビー*中央公民館*市民図書館湖北台分館*市民会館内売店ひろがり

囲碁湖北支部設立

▶日時 毎週土・日曜日(祝日含)午前10時30分から午後7時

▶場所 湖北駅前東京事務ビル

▶申し込み・問い合わせ 日本棋院我孫子湖北支部 田中☎88-9125

お知らせ

国民健康保険(退職)被保険者証の更新について

現在使用中の国民健康保険被保険者証(浅黄色)および国民健康保険退職被保険者証(浅黄色)は、3月31日で有効期限が切れるため、4月1日以降は使用できませんのでご注意ください。

新しい国民健康保険被保険者証(緑色)および国民健康保険退職被保険者証(濃クリーム色)は、3月中に更新をします。

なお、更新等については3月1日号の広報でお知らせします。

▶問い合わせ 国保年金課

中津土地区画整理事業の事業計画変更の概覧

我孫子都市計画事業中津土地区画整理事業の変更事業計画書について、土地区画整理法第55条第13項において準用する同法同条第1項の規定により、概覧します。

▶概覧期間 2月17日(火)から3月2日(月)までの2週間

▶時間 午前8時30分から午後5時まで

▶概覧する図書 我孫子都市計画事業中津土地区画整理事業変更事業計画書と関係図書

▶概覧場所・問い合わせ 区画整理課

県国際交流協会善意通訳制度

国際交流事業など交流活動における通訳を広く県民のボランティア活動に求める「善意通訳制度」を発足しました。

▶登録資格 満18歳以上で、日常生活および県内に居住、通勤通学していること。

▶問い合わせ 千葉県国際交流協会事務局☎0472-23-2251

固定資産税課税台帳の概覧

昭和62年度の固定資産税課税台帳の概覧を行います。(固定資産税、都市計画税の賦課期日は昭和62年1月1日です)

▶概覧期間 3月2日(月)から20日(金)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日の午後および日曜日は除く)

▶概覧場所・問い合わせ 課税課

昭和61年度 柏地区障害児学級第6回 花と太陽と希望の作品展

▶日時 2月20日(金)午前10時から23日(月)午後2時まで

▶場所 柏市民サロン(ロースタウン8F)

▶出品作品 絵画、工芸、習字、作文、写真、真・真・真生活紹介資料

▶問い合わせ 柏地区障害児教育研究連盟事務局柏市立柏第1小学校☎43-0139

明るい話題

♀お誕生日ありがとうの会から贈呈マザーズホームひまわり園に9300円の寄付がありました。

♀ガールスカウト千葉第76団様から社会福祉施設整備基金にと8万5573円の寄付がありました。

♀檜原邦子様(白山)からアフリカ難民義援金として2000円の寄付がありました。この寄付金は、市を通じて日本赤十字社千葉県支部に送金しました。

♀並木小学校P・T・A様から社会福祉施設整備基金にと文化祭でのバザーの収益金3万9206円の寄付がありました。

♀柏市民生協久喜家中ブロック手嶋サークル様から手をつなぐ親の会にと5195円の寄付がありました。

♀2階堂高校3年生の皆さんから緑と寿の保育園に手すりおもちゃの寄付がありました。

♀バチンコフラスム様(根戸)から贈呈マザーズホームひまわり園に果物模型セットの寄贈がありました。

テレホンサービス☎85-1313



| | |
|-----|--|
| 16月 | ◎心配ごと相談=寿市民センター 9:00~15:00 ◎市民図書館休館 ◎つづし荘休館 |
| 17火 | ◎法律相談=市民相談室 9:00~15:00 ◎市民図書館休館 ◎つづし荘休館 |
| 18水 | ◎消費生活相談=市民相談室10:00~15:00 ◎市民図書館休館 |
| 19木 | ◎年金相談=市民相談室10:00~15:00 ◎市民図書館休館 |
| 20金 | ◎市民図書館休館 |
| 21土 | ◎市民図書館休館 |
| 22日 | ◎日曜当番医=テレホンサービス ◎休日急患科診療日=休日救急科診療所(市民会館内)9:00~12:00 ◎市民図書館休館 |
| 23月 | ◎交通事故相談=市民相談室10:00~15:00 ◎心配ごと相談=市民相談室 9:00~15:00 ◎市民図書館休館 ◎つづし荘休館 |
| 24火 | ◎法律相談=市民相談室 9:00~15:00 ◎市民図書館休館 |
| 25水 | ◎消費生活相談=市民生活課10:00~15:00 ◎老人健康相談=つづし荘13:30~15:00 ◎人権・行政相談=市民相談室10:00~15:00 ◎アパカル級交際課=土曜午前13:30~16:00 ◎市民図書館休館 |
| 26木 | ◎市民図書館休館 |
| 27金 | ◎市民図書館休館 |
| 28土 | ◎市民図書館休館 |